

桑名市告示第95号

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物に係る桑名市建築開発関係手数料条例別表第4に規定するその他の用途等の指定

令和3年3月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物に係る桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号。以下「条例」という。）別表第4に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を次のように指定する。

- 1 条例別表第4の1の部、2の部及び3の部に規定する工場その他市長が別に定める用途は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げるもの以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に附属するものを除く。
 - (1) 自動車車庫
 - (2) 倉庫
 - (3) 卸売市場
 - (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの
- 2 条例別表第4の1の部、2の部及び3の部に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法とする。
- 3 条例別表第4備考に規定する工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模は、建築物の非住宅部分全体が基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものについて、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。
- 4 条例別表第4備考に規定する工場等の用途の部分について市長が別に定める規模は、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（令和2年桑名市告示第107号の廃止）
- 2 令和2年桑名市告示第107号は、廃止する。